

# 社会保険ひろしま

第861号

- 日本年金機構からのお知らせ
- 子ども・子育て拠出金率が改定されました
- 適用拡大時に活用できるキャリアアップ助成金が拡充されました
- 令和2年度 算定基礎届（定時決定）について
- 「算定基礎届」の記載にあたってご注意ください
- 算定基礎届提出時の一時帰休についての取り扱い
- マスコットキャラクターをご紹介します！
- 医療費が高額になりそうな時は「限度額適用認請証」をご利用ください
- めざせ！ジェネリック医薬品使用割合80%！！

5  
2020  
令和2年

職場内で回覧して下さい

## 広島県の状況

令和2年3月末

		厚生年金	健康保険
適用事業所数		55,155	54,575
船舶所有者数		272	344
被保険者数	男性	513,105人	390,381人
	女性	311,872人	261,601人
	船員	3,189人	3,266人

# 日本年金機構からのお知らせ

○今般の新型コロナウイルス感染症により事業所の経営状況等に影響があり、一時的に厚生年金保険料等を納付することが困難な場合は、保険料の納付について、申請により猶予が認められる場合がありますので、管轄の年金事務所までお問合せください。

○本年度の算定基礎届事務講習会は、会場へお集まりいただくことに代えて、日本年金機構ホームページに掲載した資料及び動画を皆さまにご覧いただくことにより実施します。  
日本年金機構ホームページの**大切なお知らせ**等からアクセスいただけるページに、「算定基礎届」の記載方法等に関する資料及び動画を掲載しますので、そちらをご確認いただくようお願いいたします。大変ご不便をお掛け致しますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

## 子ども・子育て拠出金率が改定されました

令和2年4月分（令和2年6月1日納期限）から、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、1,000分の3.6（0.36%）に改定されました。

※令和2年3月分（令和2年4月30日納期限）までの拠出金率は1,000分の3.4（0.34%）です。

## 適用拡大時に活用できるキャリアアップ助成金が拡充されました

厚生年金保険・健康保険の適用拡大に関して、労働者の処遇改善を行った事業主に対して支給されるキャリアアップ助成金の以下の2コースについて、令和2年4月1日実施分から次のとおり拡充されました。

### ○選択的適用拡大導入時処遇改善コース

【助成措置の新設】 <助成額：中小企業 19万円（大企業 14.25万円）>

- 外部専門家(社会保険労務士等)を活用しながら、被用者保険の加入メリット等の説明・相談会を開催するとともに、社会保険未加入の有期雇用労働者等に対する保険加入や働き方(就業時間等)の意向調査等を実施し、労使合意に基づき社会保険の適用拡大の措置を行ったうえで、新たに社会保険の被保険者とする場合に助成する。

### 【加算措置の創設】

- 被用者保険加入とともに基本給の増額を行う場合の助成メニューについては、複数回支給を可能とし下表の通り2%以上の増額も対象にする。

基本給の増額	助成額（中小企業1人当たり） （ ）は大企業の助成額
3%以上	2.9万円（2.2万円）
5%以上	4.7万円（3.6万円）
7%以上	6.6万円（5万円）
10%以上	9.4万円（7.1万円）
14%以上	13.2万円（9.9万円）



基本給の増額	助成額（中小企業1人当たり） （ ）は大企業の助成額
2%以上	1.9万円（1.425万円）
3%以上	2.9万円（2.2万円）
5%以上	4.7万円（3.6万円）
7%以上	6.6万円（5万円）
10%以上	9.4万円（7.1万円）
14%以上	13.2万円（9.9万円）

- 短時間労働者の生産性の向上を図るための取組（研修制度や評価の仕組みの導入）を行った場合の加算措置を新設 <助成額：中小企業 10万円（大企業：7.5万円）>

### ○短時間労働者労働時間延長コース

【経過措置の延長】1人当たり支給額及び支給申請上限人数（※）について、令和2年度末まで延長します。

（※）週所定労働時間5時間以上延長した場合の助成額：22.5万円（16.9万円）等

1事業所当たり、上限45人までの支給申請が可能

※一部は令和2年度までの経過措置となります。詳細は、都道府県労働局又は最寄りのハローワークまでお尋ねください。

日本年金機構

検索

<https://www.nenkin.go.jp/>



日本年金機構  
Japan Pension Service

◆◆◆ 令和2年度 算定基礎届 (定時決定) について ◆◆◆

事業主の皆様には、毎年1回、7月1日現在におけるすべての被保険者（社会保険に加入している従業員）の標準報酬月額を決定するために、「算定基礎届」を提出いただいています。今年度の「算定基礎届」につきましては、令和2年6月中旬より、順次、事業主へ送付いたします。「算定基礎届」に同封される「算定基礎届の記載例」や日本年金機構ホームページをご参考のうえ、適正な届出と提出期間内でのご提出をお願いいたします。

【提出期間】 令和2年7月1日（水）～令和2年7月10日（金）

【提出方法】 郵送（同封される返信用封筒をご利用ください。）または電子申請  
※管轄の年金事務所への持参も可能です。

◆◆◆ 「算定基礎届」の記載にあたってご注意ください ◆◆◆

「算定基礎届」は、毎年7月に厚生年金保険及び健康保険の保険給付金の決定や保険料の計算の基礎となる標準報酬月額を決定する大切な届出です。昨年度のご提出時において、「⑮平均額」欄の算出に、記載誤りが多く見受けられました。

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
22	年金 太郎	5-510427	2年9月					
⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮
118	118	元年9月	5-510427	2年9月				
4	14	108,600	0	—	246,100			1. 70歳以上被用者特定 (特定基礎月: 月 月)
5	15	115,800	0	115,800	123,050			2. 二以上勤務 3. 月額変更予定 4. 途中入社 5. 養休・療休・休職等 6. 短時間労働者(特定雇用事業所等)
6	16	130,300	0	130,300				⑰ パート ⑱ 年時平均 ⑳ その他( )

○支払基礎日数が17日以上(※)の支払月のみで平均額を算出します。なお、パートである被保険者は、17日以上支払月が無い場合に支払基礎日数が15以上の月で平均額を算出します。(上図の例では、5月・6月で平均額を算出します。)

(※) 国・地方公共団体及び特定(任意特定)適用事業所において使用される週の所定労働時間が20時間以上等の要件を満たす短時間労働者は11日以上支払月で平均額を算出します。

◆◆◆ 算定基礎届提出時の一時帰休についての取り扱い ◆◆◆

○一時帰休による休業手当等を支払った場合は、その休業手当等を含めて報酬月額を算定します。

○ただし7月1日の時点で一時帰休を解消している場合は、休業手当等を支払った月を除いて報酬月額を算定します。



# マスコットキャラクターをご紹介します!

この度、協会けんぽ広島支部のマスコットキャラクターが誕生しました。

広島県の木「モミジ」を基本に、「イロハモミジ」からイメージされた「健康いろは」くん、イロハモミジの別称「いろは楓」からイメージされた「健康かえで」ちゃんです。このキャラクターたちが加入者の皆様の健康づくりを応援します!



## キャラクター名 健康いろはくん

広島に生息するモミジの妖精。健康の大切さを伝え、病気やケガへの注意点や、丈夫な身体作りのアドバイスもしてくれる。性格は、温厚でまっすぐな性格。丁寧で気配り上手な面もあり。協会けんぽのシンボルマークにもある「ハート」をプリントしたスポーティな服装で「運動＝健康」を表しています。



## キャラクター名 健康かえでちゃん

広島に生息するカエデの妖精。いろはくんの妹。性格は、しっかりして几帳面。知識が豊富で、健康に関する悩みや質問に答えてくれる。「蛙手(かえるで)」から転じ「かえで」になったといわれており、レインコートのような服装です。

今後、広島支部からの広報物や発行物など、いろいろな場面で登場していく予定です。「健康いろは」くん、「健康かえで」ちゃんを、どうぞよろしくお願いいたします。



## 医療費が高額になりそうな時は「限度額適用認定証」をご利用ください

健康保険には高額な医療費を支払った場合に、後で自己負担限度額を超えた分について払い戻される「高額療養費制度」があります。しかし、一時的でも高額な医療費の支払いは大きな負担となります。

そこで、入院や通院治療で高額な医療費がかかるとき、「限度額適用認定証」と保険証を窓口で提示することで、予め窓口での1ヶ月のお支払いが自己負担限度額までとなります。

### 申請から利用の流れ

「限度額適用認定申請書」  
を協会けんぽへ郵送

送付を希望された場所に  
「限度額適用認定証」が届く

医療機関の窓口で保険証と  
「限度額適用認定証」を提示

※被保険者の所得区分が低所得者(住民税非課税等)に該当する場合は「限度額適用・標準負担額減額認定申請書」の申請が必要です。

### ご注意事項

自己負担限度額の適用は医療機関(入院・通院・歯科・薬局)ごとの取り扱いとなります。そのため、限度額適用認定証を利用した場合でも、「同一月に複数の病院で入院した場合」や「同一月に他に通院診療を受けた場合」「院外処方を受けた場合」など高額療養費の申請が別途必要となる場合もございます。

# めざせ!ジェネリック医薬品使用割合80%!!

## ジェネリック医薬品の3つのメリット

### その1 家計にやさしい

開発期間が短く、開発費が低いいため、先発品より安価です。

### その2 安心・安全

有効成分、安全性、品質は、先発品と同等であるとの厚生労働省の認可を受けています。

### その3 飲みやすい

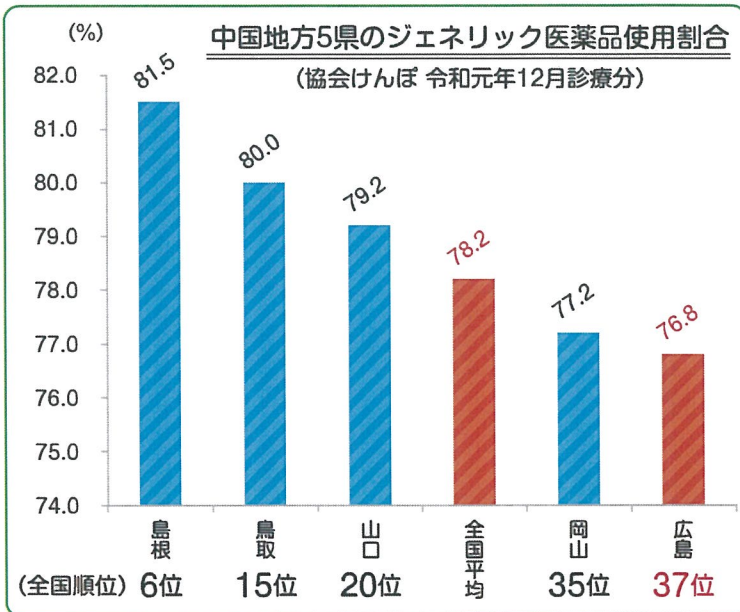
お子さまでも飲みやすいよう、剤形や味(苦味など)を改良しているものもあります。

皆様のご協力が  
必要です!



協会けんぽ広島支部におけるジェネリック医薬品使用割合は、政府目標(令和2年9月までに80%)に到達しておらず、全国平均の使用割合も下回っている状況です。また、中国地方5県の中でも最下位となっております。

加入者の皆様がジェネリック医薬品を使用することで、自己負担額や健康保険財政の軽減はもとより、皆様の保険料の負担軽減につながります。



## 《サンフレッチェ広島版》ジェネリック医薬品希望シールをご活用ください

右図のシールを保険証やお薬手帳に貼るだけで、ジェネリック医薬品を希望する意思表示が簡単にできます。

シールをご希望の方は、下記の必要事項を記載のうえ、協会けんぽ広島支部へFAXにてお申し込みください。



送信先 協会けんぽ広島支部 企画総務グループ **FAX:082-568-1130**

申込日: 年 月 日

事業所名称				
送付希望先	〒 -			
電話番号	ご担当者名			
希望枚数	サンチェ・フレッチェ版(大)	枚	サンチェ・フレッチェ版(小)	枚
	通常版(大)	枚	通常版(小)	枚

お問い合わせ先

全国健康保険協会広島支部 TEL:082-568-1011(代表)  
〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル2F  
【ホームページ】<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/hiroshima/>

保険証 保険証が使えるのは  
退職日当日まで。  
退職後は速やかに保険証  
を返却してください。

申請書の  
郵送に  
ご協力  
ください。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、各種申請については極力郵送にてお手続きをお願いいたします。



協会けんぽ広島支部は、加入者の皆様全員の健康増進を目指します!

